建設通信新聞　2008/11/4

「設計変更推進月間」設定

全建要望に国交省回答　適正な利益確保へ

11月―12月末

国土交通省は、11月1日から12月末までの2カ月を「設計変更推進月間」として、地方整備局での適正・迅速な設計変更を促す。谷口博昭技監が明らかにした。

全建ブロック会議で、低入札調査基準価格のさらなる引き上げなど適正な利益が確保できる制度整備を業界側から求められていることに対する国交省としてのアクションの一つで、入札契約制度のプロセス段階も含めて適正な利益を確保できるような施策を確実に実行するという意思を示した。

推進月間では、各地方整備局が設計変更の申請から処理までの目標期間を設定して、設計変更ガイドラインや工事一時中止ガイドラインを厳格に運用し、2008年度内の設計変更を12月までに適正・迅速に処理する。設計変更の結果は公表する予定だ。

11月から全工事を対象として全整備局に「設計変更審査会」を設置することに加え、全建ブロック会議で淺沼健一会長から「スピード感を持った取り組み」を求められたことから、推進月間で設計変更処理を強化する。

国交省は、全建ブロック会議で、予定価格の85%程度となっている低入札調査基準価格のさらなる引き上げを求められた。これに対し、国交省は再三、難色を示していた。谷口技監は、「厳しいのは分かる。ただ、（基準価格が90%以上でなければ赤字になるという客観的な）根拠があればよいが、現状においては難しい」との見解を改めて示した。

ただ、前川秀和官房技術調査課長が、九州地区の全建ブロック会議で「入札契約制度の議論は入口に目がいきがちだが、途中のプロセスと出口までを見て、結果的にいい仕事をした企業が設計変更などで適正な利益を上げ、良い工事成績を残すことが次につながる」との考えを表明。

これは、低入札調査基準価格のさらなる引き上げ要請に対する回答として、設計変更などのプロセス段階を含めた取り組みで適正な利益が確保できるようにすることを示したものであり、「設計変更推進月間」はこうした回答としてのアクションだ。新規の取り組みではなく、設計変更審査会の導入拡大や設計変更ガイドライン、工事一時中止ガイドラインの厳格な運用など、プロセス段階での施策メニューを確実に実行するという国交省のアピールが含まれている。

谷口技監はこのほか、「建設業界が低価格入札でかなり疲弊している」との認識を改めて示し、「一つひとつの案件で適正なフィーを確保できるようにするためには、受発注者のパートナーシップで長期的に価値観を共有する必要がある」とした。